

西東京市公告

都市計画の変更の案について

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により、西東京市計画防火地域及び準防火地域に係る都市計画の変更の案を次のように公告する。

なお、法第17条第2項の規定により、西東京市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、西東京市に対して意見書を提出することができる。

令和8年1月8日

西東京市長 池澤 隆史

1 都市計画の種類

西東京市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

縦覧場所に据え置く計画図のとおり

3 縦覧場所及び意見書の提出先

西東京市中町一丁目6番8号

西東京市役所保谷東分庁舎2階 まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

公告の日から2週間。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に規定する休日を除く。

5 縦覧時間及び意見書の提出時間

午前8時30分から午後5時まで